

『 贈 与 』の必要書類等 ※ は場合によって必要な書類です。

贈与する人 (様)

- ☐ 贈与する不動産の登記済権利証又は登記識別情報通知
※ 登記識別情報通知は従来の権利証にあたる書類です。
 - ☐ 印鑑証明書 (3 ヶ月以内) → 市役所市民課
 - ☐ 贈与する不動産の固定資産評価額証明書 (資産証明書)
→ 市役所税務課
※ 市役所から届く課税明細書 (納税通知書) でも OK
 - ☐ 実印 (印鑑登録した印鑑)
 - ☐ 免許証やマイナンバーカード等の身分証明書
 - ☐ (登記簿上の住所から移転している場合) 住民票 (前住所付)
→ 市役所市民課
 - ☐ (農地贈与の場合) 農地法の許可書 → 農業委員会
-

贈与を受ける人 (様)

- ☐ 住民票抄本 → 市役所市民課
 - ☐ 印鑑 (認印でも可)
 - ☐ 免許証やマイナンバーカード等の身分証明書
 - ☐ (農地贈与の場合) 農地法の許可書 → 農業委員会
-

その他

- ☐ 贈与契約書
※ 契約書を作成済みの場合にはご持参ください。
※ 当事務所に契約書の作成を依頼される場合には不要です。

司法書士山口祐三子事務所
TEL 0186-42-4331
ご不明な点はお問い合わせください